

訪問リハビリテーション  
介護予防訪問リハビリテーション  
重要事項説明書

医療法人社団 慈誠会

上板橋病院訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーション

令和6年6月

# 重要事項説明書

あなたに対する訪問リハビリサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	医療法人社団慈誠会 上板橋病院
介護保険指定番号	1311970896
所在地	〒174-0071 東京都板橋区常盤台4丁目36番地9号
電話番号	03-3933-7191
FAX	03-3937-7764
設立年月日	平成27年2月1日
管理者の氏名	細野 治
事業所であわせて実施する事業	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
ホームページアドレス	<a href="https://www.kamiitabashi-hp.jp">https://www.kamiitabashi-hp.jp</a>
サービス提供地域	

通常の実施地域は、板橋区（上板橋・常盤台・中台・若木・西台・前野町）とする。

## 2. 事業所の目的と運営方針

### 事業の目的

要介護状態又は要支援状態にあつて、医師より訪問リハビリテーションの指示を受けた者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とします。

### 運営の方針

- (1) 上板橋病院が実施する訪問リハビリテーション等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。
- (2) 訪問リハビリテーション等の実施に当っては、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括センター及び地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 3. 訪問リハビリテーション事業所の職員体制

職種	常勤（うち非常勤）	合計員数	その他
理学療法士	3名以上（3名以上）	3名以上	管理者含む
作業療法士	1名以上（1名以上）	1名以上	
言語聴覚士	1名以上（1名以上）	1名以上	

### 4. 営業日及び営業時間

営業日：月曜日から土曜日 但し、祝日及び12月31日～1月3日を除く

営業時間：午前8時50分～午後5時30分

### 5. 提供するサービス内容

訪問リハビリテーション等は、医学的管理の基に要介護者等に対する心身機能の回復のため、リハビリテーション計画に基づき、次の目的を達成するため訓練等を行います。

#### ① 目的

ADL の低下防止、QOL の維持・向上、ねたきり防止、社会性の維持向上、精神状態の改善、その他利用者の状態の改善

#### ② 訓練等

- イ. 運動療法
- ロ. 歩行訓練、基本的動作訓練
- ハ. 嚥下・摂食機能訓練
- ニ. 日常生活動作に関する訓練

### 6. 利用料金（負担額1割の場合）（詳細は別紙料金表参照）

#### ① 訪問リハビリテーション 要介護1・2・3・4・5

##### 1) 基本料金

訪問リハビリテーション1 1回につき308円	20分間リハビリテーションを行った場合を1回として算定されます
---------------------------	---------------------------------

##### 2) 加算料金

サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1回につき6円	利用者に直接提供する理学療法士等のうち勤続年数7年以上の者がいるため、加算されます。
移行支援加算 1日につき17円	リハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合に加算されます。
訪問リハビリ短期集中実施加算 (退院・退所・認定日後3ヶ月以内) 1日につき200円	リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療のため、集中的なリハビリテーションを20分/日以上、2回/週以上実施した場合に加算されます。
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) 1月につき180円	(Ⅱ) リハビリテーション会議を3月に1回以上開催し、状況を共有した上で居宅サービス事業の従業者に同行して、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の

リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 1月につき213円	留意点に関する助言を行い、リハビリテーション計画について作成に関与したリハビリ担当者が説明し、利用者の同意があった場合に加算されます。 (ロ)上記と併せ、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。
リハビリテーションマネジメント加算 事業所の医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合 1月につき270円	(医師が説明・同意)上記に併せ、リハビリテーション計画について医師が説明し、利用者の同意があった場合に加算されます。
退院時共同指導加算 当該退院につき1回に限り、初回訪問時に 600円	入院中の者が退院するに当たり、当事業所のリハビリテーション担当者が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (退院・退所・認定日後3ヶ月以内) 1日につき240円(1週間に2日を限度)	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションにより生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、期間内にリハビリテーションを集中的に実施した場合に加算されます。
地域区分加算 料金10円につき11.10円と換算	厚生労働大臣が定める一単位の単価。当事業所は1級地です。

## ② 介護予防訪問リハビリテーション 要支援1・2

### 1) 基本料金

予防介護訪問リハビリテーション1	20分間リハビリテーションを行った場合を1回として 1回につき298円算定されます
------------------	--

※ 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合、1回につき30単位減算されます。

### 2) 加算料金

予防介護サービス提供体制強化加算 1回につき6円	利用者に直接提供する理学療法士等のうち勤続年数7年以上の者がいるため、加算されます。
予防介護短期集中リハビリ実施加算 (退院・退所・認定日後3ヶ月以内) 1日につき200円	リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療のため、集中的なりハビリテーションを20分/日以上、2回/週以上実施した場合に加算されます。
予防介護訪問リハビリ退院時共同指導加算 当該退院につき1回に限り、初回訪問時に 600円	入院中の者が退院するに当たり、当事業所のリハビリテーション担当者が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に加算されます。

地域区分加算 料金10円につき11.10円換算	厚生労働大臣が定める一単位の単価。当事業所は1級地 です。
----------------------------	----------------------------------

※ 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その1割の額とします。但し、一定以上の所得の方はその2割又は3割の額となります。負担割合証に記載されている「自己負担割合」をご確認ください。

③ 介護保険適用外のその他、日常生活費および特別なサービスの利用料

- ・ サービス当日午前9時までに、利用者より連絡無い場合は、予定利用額を徴収します。ただし、病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求しません。
- ・ 通常の地域を超える交通費は、実施地域を超えて1kmにつき100円とします。
- ・ 利用者の希望により購入する身の回りの品（例：食器、装具等のリハビリテーションの訓練時に使用するもの）や材料費は実費を請求します。

※ 費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

7. 支払い方法

口座振替サービス利用になります。毎月1日から月末までのご利用料の請求を、翌月10日頃に送付し、毎月27日頃に指定口座より引き落としとなります。

8. 苦情申立窓口

利用者及び扶養者から、当事業所の提供する介護保険サービスに対してのご要望等については、支援相談員を窓口としてその受付を行い、そのニーズに沿うよう改善に努めるものとします。施設に対しての苦情・ご要望は、大小に関わらず、その内容に真剣に対応していきます。

受付窓口： 理学療法士 白木 靖次郎

また、医療法人社団 上板橋病院の受付に意見箱を設置し、書面によるご要望、苦情等に関する事柄を受け付けております。書式は問いませんので、備え付けの用紙やその他の用紙に記載の上、意見箱をご活用ください。意見箱の管理につきましては、責任者により管理されております。

当事業所以外の公的機関の苦情・相談窓口

(1) 板橋区相談窓口

名称 健康生きがい部 介護保険課 介護保険苦情相談室  
住所 板橋区板橋2丁目66番地1号 板橋区役所 北館2階  
電話番号 03-3579-2079  
(担当：管理相談係 03-3579-2357)

(2) 東京都国民健康保険団体連合会

名称 介護保険部相談指導科相談窓口  
住所 千代田区飯田橋3丁目5番1号 東京区政会館11F  
電話番号 03-6238-0177

## 9. 緊急時の対応方法

- ① 事業者は利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係機関、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。
- ② 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- ③ 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 10. 当事業所利用に当たっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問リハビリ職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
  - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問リハビリテーション職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

## 11. その他施設の運営に関する重要事項

### 1) 勤務体制の確保

- ① ご利用者に対し、適切な指定介護医療施設サービスを提供的できるよう、従業員の勤務体制を定める。
- ② 従業員の資質向上のために、研修機会を確保する。
  - ・採用時研修 採用後1ヵ月以内
  - ・継続研修 年1回

### 2) 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止

居宅介護支援事業者またはその従業員に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

### 3) 秘密の保持と個人情報の保護について

#### (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用するもの（以下「従業員」という。）は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。
- ③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

#### (2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いません。また、利用者家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などで利用者家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもののほか、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正などを行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

## 1 2. 反社会的勢力の排除

(1) 利用者及び事業者は、その役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）又は従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとします。

①反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること

④反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 利用者及び事業者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にても該当する行為を行わないことを確約し、これを保証します。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

(3) 利用者及び事業者は、相手方が本条に違反した場合には、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。

(4) 利用者及び事業者は、本条に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わないものとします。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対し損害賠償請求することができるものとします。

## 1 3. 業務継続計画の策定

1 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

2 事業所は、従業者に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1 4. 虐待の防止のための措置に関する事項

1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。

2 虐待の防止のための指針を整備します。

- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施します。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

#### 15. 身体拘束等の適正化

- 1 事業所は身体拘束等を行う場合には、以下を記録します
  - (1) 身体拘束等の様態・時間、利用者の心身の状況
  - (2) 身体拘束等を行わざるを得ない、緊急やむを得ない理由
  - (3) その他必要な事項
- 2 事業所は、身体拘束等の適正化のための対象を虐待防止委員会で定期的に検討し、その結果を従業者に周知徹底します。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化のための指針を整備し、従業者向けの研修を定期的 to 実施します

# 介護予防訪問・訪問リハビリテーション利用同意書

医療法人社団慈誠会上板橋病院と利用者及びその家族又は代理人は、事業所の提供するサービスの利用にあたり、介護予防訪問・訪問リハビリテーション利用契約書及び別紙 1 を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で上板橋病院の訪問リハビリテーション利用契約に同意致します。

個人情報取り扱いについて、サービスの利用にあたり、必要な範囲で対面又はテレビ電話装置等の使用したサービス担当国会議や請求業務、郵送等で利用者及び家族の個人情報をを用いることに併せて同意致します。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、当事業所と利用者及びその家族又は代理人が記名押印のうえ、当事業所及び利用者は各々 1 部ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

【 利用者 】

住 所

---

氏 名

印

---

電 話 番 号

---

【 家族又は代理人 】

住 所

---

氏 名

印

---

電 話 番 号

---

【 緊急連絡先 】

住 所

---

氏 名

---

電 話 番 号

---

【 当事業所 】

住 所 東京都板橋区常盤台 4 丁目 36 番地 9 号

---

電 話 番 号 0 3 - 3 9 3 3 - 7 1 9 1

---

氏 名 医療法人社団慈誠会上板橋病院

院長 細野 治

---

印